平成２３年（フ）第２９５号
兵庫県姫路市辻井６丁目15番13号
債務者　岡部　秀雄
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１号
兵庫県宍粟市山崎町鹿沢212番地６
債務者　飛石　晃男
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３５４号
高知県香美市香北町清爪397番地
債務者　山崎　安久
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田所　大祐
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９６５号
京都市中京区釜座通竹屋町下る亀屋町326番地　府庁前401、申立前の住所京都市左京区岩倉幡枝町601番地の35
債務者　蘆原　　孝
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　保雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５９３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1422号
債務者　菊岡　　裕
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９４号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番21―312号
債務者　菊岡多津子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３７号
埼玉県入間市大字上藤沢492番地１　レオパレス渚202
債務者　長澤　順一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９号
滋賀県長浜市公園町４番16号　第１コーポレイクサイド107号
債務者　北川富美男
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　大視
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
福島県いわき市平下神谷字内宿42番地　インサイドヴーラＣ
債務者　植田　貞子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　好信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２８８号
埼玉県深谷市山河1082番地２
債務者　杉山　正樹
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２９４号
愛媛県松山市平井町680番地２
債務者　溝田　良雄
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５３号
秋田市大町６丁目３番22号―902
債務者　石崎　　亨
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５４号
秋田市大町６丁目３番22号―902
債務者　石崎　　晶
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６１号
秋田市御所野元町７丁目17番２号
債務者　笹本　維子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　佑輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７３号
埼玉県飯能市大字笠縫169番地３鈴木コーポ202
債務者　丹下坂政敏
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長　　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部